

平成 29 年 3 月 29 日

各 位

会社名	株式会社デジタルデザイン
代表者名	代表取締役社長 安藤 潔 (コード：4764/JASDAQ)
問合せ先	業務推進グループ 成瀬 憲一 (TEL. 03-5259-5300)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 4 月 26 日開催の第 21 回定時株主総会に付議することを決定致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 定款変更の目的

- (1) ブランド力強化及び今後の事業展開を勘案して、平成 29 年 5 月 1 日から新商号「SAMURAI&J PARTNERS 株式会社」に変更すべく、現行定款第 1 条の変更を行い、附則をもって効力発生時期を明確にするものであります。
- (2) 今後の事業展開の一環として、現行定款第 2 条の追加変更をすることで新たな事業活動を進めてまいります。
- (3) 経営陣の刷新により社外取締役の増加となったため、現行定款に定める監査役等委員会を廃止し、新たに監査役会を設置します。
- (4) 取締役の員数を今後の幅広い分野への事業活動の強化を目途とし、現行定款第 17 条に定める取締役の員数を現在の 7 名以内から 10 名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

株式会社デジタルデザイン 定 款 (新旧対照表) (下線部分は変更箇所)

現行定款	変 更 案
<p>(商号) 第1条 当社は、<u>株式会社デジタルデザイン</u>と称し 英文では、<u>DIGITAL DESIGN Co.,Ltd.</u>と表 示する。</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、<u>SAMURAI&J PARTNERS 株式会社</u> と称し、英文では、<u>SAMURAI&J PARTNERS</u> <u>Co.,Ltd.</u>と表示する。</p>
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを 目的とする。 1. コンピューターソフトウェアの設計及び 販売 2. 情報処理事業及び情報処理技術に関する コンサルティング 3. コンピューター及び周辺機器の企画開発 及び販売 4. 情報処理事業及び情報処理技術を用いた 事業会社に対する投資業務 5. 情報提供処理サービス 6. 工業所有権の取得、保有、運用、仲介な らびに売買 7. 通信販売業 8. 通信機器の企画開発及び販売 9. 出版業 10. 情報処理に関する教育事業 11. 広告代理店業 12. 電気通信事業法に定める電気通信事業 13. <u>不動産の売買、賃貸、仲介及び管理業務</u> 14. <u>不動産に関するコンサルティング</u> 15. <u>イベント企画及び実施</u> 16. <u>労働者派遣事業法に基づく一般及び特定 労働者派遣事業</u></p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを 目的とする。 1. コンピューターソフトウェアの設計及び 販売 2. 情報処理事業及び情報処理技術に関する コンサルティング 3. コンピューター及び周辺機器の企画開発 及び販売 4. 情報処理事業及び情報処理技術を用いた 事業会社に対する投資業務 5. 情報提供処理サービス 6. 工業所有権の取得、保有、運用、仲介な らびに売買 7. 通信販売業 8. 通信機器の企画開発及び販売 9. 出版業 10. 情報処理に関する教育事業 11. 広告代理店業 12. 電気通信事業法に定める電気通信事業 13. <u>不動産に関するコンサルティング</u> 14. <u>イベント企画及び実施</u> 15. <u>労働者派遣事業法に基づく一般及び特定 労働者派遣事業</u> 16. <u>子会社及び関連会社に対する経営指導及</u></p>

<p>17. <u>子会社及び関連会社に対する経営指導及び業務受託</u></p> <p>18. <u>上記各号に付帯関連する一切の業務</u></p>	<p><u>び業務受託</u></p> <p>17. <u>経営、財務、人事及び経理等に関する各種コンサルティング業務</u></p> <p>18. <u>資金調達、M&A、事業再生、事業承継、相続対策等に関する各種コンサルティング業務</u></p> <p>19. <u>M&Aの仲介、サポート業務</u></p> <p>20. <u>ベンチャービジネス等各種事業への投資業務</u></p> <p>23. <u>不動産の売買、賃貸、管理、投資、運用及びそれらの仲介業務</u></p> <p>24. <u>株式、金融商品等の売買、賃貸、管理、投資、運用及びそれらの仲介業務</u></p> <p>25. <u>各種セミナー、講演会、勉強会その他イベント企画、実施及び運営管理</u></p> <p>26. <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u></p>
<p>(本店所在地)</p> <p>第3条 (条文省略)</p>	<p>(本店所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p>
<p>(機関)</p> <p>第4条</p> <p>当社は株主総会及び取締役のほかに、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) 会計監査人</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条</p> <p>当社は株主総会及び取締役のほかに、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役会</u></p> <p>(3) 会計監査人</p>
<p>第5条～第16条 (条文省略)</p>	<p>第5条～第16条 (現行どおり)</p>

<p>(員数) 第 17 条 当社に取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7 名以内とする。 <u>②当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p>	<p>(員数) 第17条 当社に取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p>
<p>(選任) 第 18 条 取締役は<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> <u>②取締役の選任決議は、議決権の行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u> <u>③取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>(選任) 第 18 条 取締役の<u>選任決議は、議決権の行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u> <u>②取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p>
<p>(任期) 第 19 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>②監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>③任期の満了前に退任した監査当委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(任期) 第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 20 条</p> <p>取締役会は、その決議をもって当社を代表すべき取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) 1 名以上を選定する。</p> <p>②取締役会の決議により、取締役社長 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 20 条</p> <p>取締役会は、その決議をもって当社を代表すべき取締役 1 名以上を選定する。</p> <p>②取締役会の決議により、取締役社長 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第 21 条～第 25 条 (条文省略)</p>	<p>第 21 条～第 25 条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 26 条</p> <p>取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 26 条</p> <p>取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p>
<p>第 27 条 (条文省略)</p>	<p>第 27 条 (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 監査等委員会 (監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 28 条</p> <p><u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>	<p>第 5 章 監査等委員会 (監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 28 条 (削除)</p>

<p>(監査等委員会規程) 第 29 条 <u>当社の監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。</u></p>	<p>(監査等委員会規程) 第 29 条 (削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u> (員数) <u>第 28 条</u> <u>当社に監査役 3 名以内を置く。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(選任) <u>第 29 条</u> <u>監査役は株主総会において選任する。</u> <u>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(任期) <u>第 30 条</u> <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>②補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査役) <u>第 31 条</u> <u>常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役会の招集通知) <u>第 32 条</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必</u></p>

	<p><u>要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p>(監査役会規程)</p> <p>第 33 条</p> <p><u>当社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</u></p>
(新設)	<p>(報酬等)</p> <p>第 34 条</p> <p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>
(新設)	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条</p> <p><u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p><u>②当社は、会社法 427 条第 1 項の規定に基づき、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条で定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>(事業年度)</p> <p>第 30 条</p> <p>当社の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までとする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p>

<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 31 条</p> <p>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号の定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 32 条</p> <p>当社は、期末配当の基準日は毎年 1 月 31 日を基準日とする。</p> <p>②当社の中間配当の基準日は、毎年 7 月 31 日とする。</p> <p>③前 2 項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 38 条 (現行どおり)</p>
<p>(配当金の除斥日)</p> <p>第 33 条</p> <p>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(配当金の除斥日)</p> <p>第 39 条 (現行どおり)</p>

3. 日程

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 29 年 4 月 26 日 |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成 29 年 4 月 26 日 |
| (第 1 条 商号変更を除く) | |
| (3) 商号の変更 | 平成 29 年 5 月 1 日 |

以 上